

名古屋高等裁判所刑事第二部
裁判長 高 橋 徹 殿

名張毒ぶどう酒事件第10次再審異議審
奥西勝さんの無念を晴らし、
一刻も早い再審開始で名誉回復を求める要請書

名張毒ぶどう酒事件の第10次（死後）再審について名古屋高等裁判所刑事第一部（山口裕之裁判長）が下した請求棄却決定は、「無辜の救済」という再審制度の意義を否定する不当決定であり、即刻取り消されなければなりません。

決定は冒頭で、「確定（死刑）判決までに提出された証拠によれば、被告人（奥西勝さん）の犯人性は揺るがない」と認定しましたが、再審審理はその確定判決に合理的な疑いが生じていないかを新旧証拠の総合評価によって判断する手続きであり、入り口で切って捨てるこうした認定が許されないことは明かです。まさに、始めに死刑という結論ありきの不当決定です。

そのため新証拠を真剣に評価するという姿勢はみじんもなく、新たな観点からの科学的新証拠に対する実質的審理も何ら行わないまま、一方的な決めつけで証拠価値を否定しました。奥西勝さんが捜査機関によって強制された「自白」の認定も恣意的なものであり、正当な評価とはとてもいえません。

さらに高裁は、弁護人が再三求めてきた検察官未提出証拠の開示命令を拒み続けていますが、決定が奥西勝さんの犯人性認定の根拠としたぶどう酒到着時刻や犯行機会に関しても依然事件関係者の供述が隠されたままであり、これを放置して有罪とするのはあまりにも不公平で一方的な判断です。

こうした裁判所の不当な決定により奥西勝さんは5年間無実の罪に問われ、最後には獄死しなければならませんでした。名古屋高裁が下した死刑判決は本当に正しかったのでしょうか。無実の罪で獄死に迫いやったのではなかったかを検証する責任が裁判所にはあります。名古屋高裁がその責任をしっかりと自覚し、奥西勝さんの無念にきちんと向き合い、異議審において真剣な審理をされることを強く願い、以下のとおり要請します。

- 1 実質的審理を行い、一刻も早く再審を開始し、奥西勝さんの名誉を回復してください。
- 2 検察官が隠している証拠を開示させてください。

氏 名	住 所

201 年 月 日

〔取り扱い〕
えん罪名張毒ぶどう酒事件・愛知の会
日本国民救援会愛知県本部
〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル4階
TEL 052-251-2625 Fax052-251-8736